

輸入食品に対する検査命令の実施について(中国産まつたけ)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産まつたけ及びその加工品	アセトクロール*	検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産まつたけから残留基準値を超えてアセトクロールを検出したため検査命令を実施するもの。

* アニリド系除草剤

<参考1>中国産まつたけ違反事例

1. 品名:生鮮まつたけ

輸入者:有限会社 一貫

届出数量及び重量:21カートン、126kg

検査結果:アセトクロール 0.69ppm(基準値:0.01ppm)

届出先:関西空港検疫所

違反確定日:平成18年9月15日

措置状況:全量消費済み

2. 品名:生鮮まつたけ

輸入者:株式会社 ワタリ

届出数量及び重量:726カートン、726kg

検査結果:アセトクロール 0.04ppm(基準値:0.01ppm)

届出先:成田空港検疫所

違反確定日:平成18年9月25日

措置状況:調査中

<参考2>

中国産まつたけ輸入実績

平成18年1月1日~9月24日:速報値

品目	届出件数	届出重量(kg)	検査件数	違反件数
まつたけ(生鮮・冷凍)	3, 263	1, 315, 961	279	2

違反件数はアセトクロールに係る件数